

評価細目の第三者評価結果

(障害者・児福祉サービス分野)

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	「地域環境に配慮し、地域の一員として、それぞれの能力に応じた自立を目指し、独立した社会人として行動できるように支援してまいります。」という基本理念と、この基本理念の基づく基本方針を掲げ、「全体会議」(毎月開催している)において全ての職員に周知する取り組みを行っている。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	安定した事業経営を持続可能なものにするため、事業経営に影響を及ぼす可能性のある環境的要素と事業所の現状を把握する取り組みを行っている。埼玉県福祉サービス第三者評価を受審した2020年度は黒字であったが、2021年度以降は新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受けて赤字が続いていた。新型コロナウイルス感染症の分類が5類に移行されたことを受けて、2023年度は通所事業(就労継続支援事業)を拡大する計画を進めており、共同生活援助事業も併せて拡大することを計画している。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	短期的な経営課題と長期的な経営課題を明確にし、それらの経営課題を解決する取り組み計画(事業計画)を策定している。取り組みの実行性を高めるため、計画を収支計画、施設計画、人事計画の領域に分類して策定している。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	3年間の事業計画(①キャリアアッププランに則った職員のスキルアップと、それに伴った支援の質の向上、②社内研修の充実と社内体制の強化、③ICT活用による支援・運営の強化)と、5年間の事業計画(①安定的な黒字経営、②職員の確保、定着と支援スキルの向上、③入所者の安定確保)をそれぞれ掲げている。更に、将来像として、①家族寮の確保、②市内空き家の活用による地域貢献、③入所者のスタッフ化も掲げている。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	2024年度は、①処遇改善加算を算定するための体制を構築して賃金の上昇を図る、②人事制度の的確な運用や、運営に関する基準の遵守に対する管理を強化するため、管理職によるガバナンス体制を構築する。更に、事業計画の着実な実行のため、管理職が取組の確認や評価を行う、③「福祉ファーム里山」(関係する特定非営利活動法人が運営する指定就労継続支援事業所で、A型とB型の事業所を運営している)の事業拡大に伴う遠方の居住している入所者の受け入れ態勢を構築する等の事業計画を掲げている。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	「寮長会議」(2か月に1度開催している)において、事業計画の周知や取り組みの進捗の確認を行っている。また、「全体会議」において職員にも事業計画の内容や取り組みの進捗等を周知する取り組みも行っている。更に、管理職で構成する会議において、事業計画に位置付けた取り組みの進捗を確認すると共に評価することを計画している。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	利用者に対する事業計画の周知を図っているが、利用者が事業計画の内容や意義、必要性等を理解することを支援する取り組みについては課題を残している。このため、事業計画において、知的障害者や精神障害者との専門的なコミュニケーション技術を有する専門職員の確保を位置づけている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	利用者のストレスを解消するため(共同生活援助の質を高めるため)、利用者との個別面談(いつでも利用者が話をできる体制を構築している)や、毎週日曜日に「休日ツアー」(「福祉ファーム里山」で就労継続支援B型を活用している利用者が対象)を実施している。また、すべての利用者(共同生活援助の利用者)が、関係するNPO法人が運営する「福祉ファーム里山」の指定就労継続支援事業を利用している。このため、サービスの質を高める取り組みは、指定共同生活援助事業所(株式会社ルーラルライフ)と指定就労継続支援事業(NPO法人福祉ファーム里山)が連携して組織的に行っている。
I-4-(1)-② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	サービス(共同生活援助)の質を高めるため、キャリアアッププランに則った職員のスキルアップを図る取り組み、社内研修の充実と社内体制を強化する取り組み、③ICTの活用により支援・運営を強化する取り組みを3年計画で行っている。当該取り組みは、「福祉ファーム里山」と連携し、就労継続支援の質を高める取り組みと一体的に行っている。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	管理者(法人経営者)は、地域で最も作付面積が大規模な農業(米、ねぎ、キャベツ、ブロッコリー、やまといも、大根、玉ねぎ、なす、ピーマン、椎茸、さつまいも、イチゴ、ブルーベリー、夏みかん、柿等を栽培している)を行っている。加えて、農作物の加工(ジャム、味噌、こんにやく、干し柿、干し芋、切り干し大根、干し椎茸等)も行っている。更に、地域の農家で形成する農業法人が行う事業にも参画している。これら、農産物栽培や加工等の専門性を地域の福祉ニーズに提供する「農福連携」という独自の理念や方針を内外に発信している。
II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	会議や研修を通じて、法令や指定基準等を遵守することを職員に周知している(利用者に対する虐待や事故防止の理解を深める取り組みを含む)。また、指定基準を遵守していることを「寮長会議」や「全体会議」において確認する取り組みを行っている。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	管理者は、提供する共同生活援助（株式会社ルーラルライフでは、ルーラルホーム蓮田、ルーラルホーム藤ノ木、ルーラルホーム藤ノ木第2、ルーラルホーム宿浦の4事業所を運営している）の質を高めるため、定員を増やす取り組み、就労継続支援A型とB型の利用者ごとに生活する環境を整備する（男女別、かつ、A型とB型別になっているが、更に、利用者の状態に応じた環境を整備する）取り組み、通院支援を円滑に行うために合理化を推進する取り組み等をサービス管理責任者と共にリードしている。
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	管理者は、農福連携による地域の福祉ニーズに応えるため、定員を増やす取り組みを長期的に進めている。共同生活援助の指定事業を開始して3年目に、はじめて黒字化を達成したが、新型コロナウイルス感染症の流行により、事業運営上の制約を余儀なくされた（収益性も悪化した）。当該感染症の分類が5類に移行されたことを受けて、中長期を含む事業計画の抜本的な見直しを進めており、利用者の就労機会を増やす（就労継続支援の事業と一体的に、生産する農作物の規模を拡大する）取り組みを計画的に行っている。また、農業への就労を目指す障害者のための社会資源として、特別支援学校や地方公共団体への周知活動を拡大する取り組みもリードしている。

II-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	提供するサービスの質を高めるため、強度行動障害支援者やサービス管理責任者、介護福祉士等、職員の資格取得を奨励している。また、利用者との専門的なコミュニケーション技術を有する職員を新たに確保する取り組みを行っている。
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	共同生活援助のサービス提供のみに関わる就労、就労継続支援のサービス提供のみに関わる就労、両サービス提供に関わる就労の形態があるため、それらの就労形態に応じた業務管理や人事・労務等の管理を行っている。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	サービス管理責任者が、職員一人ひとりに対する個別面談を毎週行っており、すべての職員が2か月から3か月に1度の周期で当該面談を受けている。当該面談を通じて、職員の希望や意向、適性等を踏まえた配置と見直しを行っている。また、職員の希望に応じて、毎日行っている「スタッフミーティング」の後に、個別相談の対応を行っている。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。	a	職員に対する個別面談を踏まえ、職員一人ひとりの育成計画を策定している。当該育成計画において3年後の到達目標を明確にしている。また、当該育成計画は、3年計画（キャリアアッププランに則った職員のスキルアップを図る取り組み、社内研修の充実と社内体制を強化する取り組み）との整合性に基づき策定している。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	基本方針第4において「職員の資質向上を図り、質の高いサービスの提供に努めます。」と定めている。また、職員の専門性を高めるため、強度行動障害支援者やサービス管理責任者、介護福祉士等、職員の資格取得を奨励している。外部研修の受講も奨励しているが、職員により受講する研修の種類や回数等の違いが生じている。
II-2-(3)-③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。	a	社内研修を計画的に実施しているが、研修内容の充実を図る取り組みも3年計画で行っている。職員のキャリアやスキル、取得資格等に応じた育成計画に基づき、外部研修の受講（厚生労働省や埼玉県が推奨する動画によるものを含む）や関係する資格の取得を支援している。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	就労継続支援の指定事業所においては、実習生の受け入れ体制を整備して受入れを行っている(新型コロナウイルス感染症が2類にされている期間は受け入れを中断していたが、5類に分類されたことを受けて再開することを検討している)が、共同生活援助の指定事業所においては受け入れを行っていない。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	指定共同生活援助事業の運営に関する透明性を高めるため、一定の情報開示を行っている(障害福祉サービス等情報公表システムにおける情報を含む)が、収支や財政的な情報については開示を行っていない。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	指定共同生活援助事業の運営に関する一定の情報について、「寮長会議」や「全体会議」を通じて職員に開示する取り組みを行っている。経営成績や財政状態等については、部分的な開示にとどめている。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	事業所ごとに自治会へ加入し、自治会活動に参加する取り組みを行っている。また、事業所独自で、ごみの集積場所を清掃する取り組みも行っている。指定共同生活援助事業における利用者は、基本的に関係するNPO法人が運営する指定就労継続支援事業A型ないしB型のサービスを受けており、当該就労継続支援事業の作業を通じて、地域の農家と連携した取り組みや技術的な指導を受ける取り組み等を行っている。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	就労継続支援に指定事業所においては、ボランティアの受け入れ体制を整備して受入れを行っているが、共同生活援助においては受け入れを行っていない。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	蓮田市や、利用者が利用前に居住していた市区町村、当該市区町村における社会福祉協議会、自立支援給付や訓練等給付を受給するために利用者が契約している相談支援事業所との連携を図っている。また、利用者の健康状態に応じて、訪問看護や訪問歯科診療等の利用支援を行っている。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	地域の福祉ニーズに関する情報収集を中断なく行っている。また、地域の特別支援学校の生徒や保護者を対象とした見学への対応(卒業後の進路選択に寄与するための対応)を行っている。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	指定就労継続支援事業所においては、A型B型共に収穫した農作物の直売(市場価格よりも安価な価格で販売している)を行ったり、蓮田市が実施する「農業祭」に出品する取り組み等を行っている(農作物を品評会に出品すると共に即売も行っている)。また、利用者が円滑にサービスの利用を開始できるよう、指定共同生活援助事業(指定就労継続支援事業を含む)の利用希望者に対して、1週間から2週間程度の利用体験(無料)を行っている。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	毎日行っている「スタッフミーティング」において、利用者の表情や行動における変化を職員間で共有している。また、精神保健福祉士の資格を有する職員を含む2名の相談担当職員を配置し、利用者の希望に応じて随時面談ができる体制を構築している。更に、サービス管理責任者が利用者の希望に基づき「休日ツアー」（就労継続支援のサービス提供がない休日に、利用者を外食や買い物に連れて行く支援）を実施し、利用者のストレスや不安定さの軽減を図っている。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	指定共同生活援助事業における利用者は、基本的に関係するNPO法人が運営する指定就労継続支援事業A型ないしB型のサービスを受けているが、当該就労継続支援における作業への参加は利用者の意思を尊重しており、参加しない場合は、職員が連携して必要な対応を行っている。外出は基本的に利用者の意思により自由にできることになっているが、利用者の状態に応じて必要な支援を行っている。利用者の居室はすべて個室になっており、居室の鍵は、利用者が自分で管理することを支援している。また、居室に入る際は、利用者の同意を得る取組を行っている。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	利用希望者に対して、指定共同生活援助事業に関する説明を行うと共に、必要に応じて相談支援事業（自立支援給付）や訪問看護（医療保険）、行動援護（自立支援給付）、移動支援（地域生活支援事業）等に関する説明を行っている。また、希望に応じて1週間から2週間程度の利用体験（無料）を実施している。パンフレット（指定就労支援事業のパンフレットに指定共同生活援助のサービス内容等も掲載されている）を蓮田市や生活支援センターに設置している。
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明している。	a	サービス提供の開始にあたり、利用契約（指定共同生活援助事業の内容、個別支援計画の作成、利用料金、事業者の姿勢と義務、守秘義務、損害賠償、契約の終了、苦情解決、身元引受人等）やその運用に関する了解事項等の説明を行っている。また、重要事項（サービスの目的、運営方針、施設と設備の概要、職員配置と勤務体系、訓練等給付対象サービスの内容と対象外サービス、利用料金、記録と情報の管理、緊急時の対応、要望や苦情の対応窓口、協力医療機関、非常災害対応等）に関する説明を行うと共に、それらに対する同意を得る取組を行っている。
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	契約の終了にあたり、利用者の希望に応じて医療機関や指定介護老人福祉施設、他の指定共同生活援助事業所、その他のサービスを提供する事業所の紹介を行う対応（円滑なサービス移行のために必要な対応）を行っている。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	サービス提供の開始や個別支援計画の見直しを行う際、利用者の要望を把握する取組を行っている。利用者が一般就労や独立した生活等を希望する場合は、市区町村や相談支援事業所との協議を重ねる取組を行っている。利用者の希望に応じて必要な個別の対応を行っているが、対応に際しては他の利用者への公平性への配慮も行っている。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	「苦情解決に関する規程」(苦情解決責任者、担当者、第三者委員の設置、苦情の受付方法と解決の仕組み、報告等を規程したものを)を定めている。また、迅速な苦情処理を行うための手順や体制を定めた「苦情処理マニュアル」を整備している。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	精神保健福祉士の資格を有する職員を含む2名の相談担当職員を配置しており、利用者の希望に応じて随時面談ができる体制を構築している。また、事業所に直接訴えにくい場合に相談する「運営適正化委員会」や「第三者委員」の連絡先を周知する取り組みも行っている。
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	相談担当職員が、体調不良を訴える利用者や、不安や悩みを訴える利用者に対して、必要に応じた個別の対応を行っている。また、相談担当職員は、必要に応じて通院支援(通院支援のための移送にかかる費用は事業所が負担している)も行っている。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	利用者の体調急変に対して迅速な対応を行うため、かかりつけ医や緊急連絡先を把握している。また、事故や災害の発生に備えて、損害賠償保険に加入する取り組みを行っている。災害や事故等の「緊急時対応マニュアル」(障害の特性に応じ、利用者の不安を払拭する対応方法等も示している)を整備し、研修を通じて周知する取り組みを行っている。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	利用者にスタンダードプリコーション(手洗いやうがい、アルコール消毒等)の励行を促す取り組みを行っている。加えて、新型コロナウイルス感染症が2類に分類されていた期間は、サービス提供の開始にあたり2週間、他の利用者とは離れて生活する対応を行っていた。利用者が感染する可能性のある場所に外出(無断)した場合にも同様の対応を行っていた。また、感染症への感染に備え、利用者ごとにかかりつけ医療機関を確保する支援も行っている。
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	大規模な災害等の発生に備え、事業継続計画(BCP)を策定している。災害の発生に備え、食糧、飲料水、携帯ラジオ、ロープ、懐中電灯等を所定の場所に常備している。また、防災計画に基づき、定期的(年2回)な防災訓練や避難訓練を実施している。防災関連設備は、定期的に必要な点検を行っている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	提供するサービス(共同生活援助)の質を担保するため、また、過誤や失念等を防止するため、業務手順や業務内容を定めた各種マニュアルを整備している。研修等を通じて、手順や内容等を周知する取り組みも行っている。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	「寮長会議」や「全体会議」、「スタッフミーティング」において、業務手順や業務内容の見直しに関する検討を行っている。加えて、新たに「管理職会議」を設置して、当該見直しの検討を重層的に行う計画である。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画(個別支援計画)を適切に策定している。	a	サービス管理責任者が、サービス提供開始前の生活状況、週間、好きなことと嫌いなこと、健康状態、障害の状態、家族との関係等を把握する取り組みを行っている。これらのアセスメント情報と指定相談支援事業所からの情報、利用者の希望や目標等に基づき、「支援会議」において個別支援計画を作成する検討を行っている。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画(個別支援計画)の評価・見直しを行っている。	a	「寮長会議」や「全体会議」、指定就労支援事業所との合同会議等において、個別支援計画の目標に対する意見交換を行っている。それらを踏まえ、「支援会議」において個別支援計画の目標(短期目標と長期目標)に対するモニタリングを定期的(半年ごと)に行っている(目標の見直しも検討している)。利用者の身体状況や精神状態に変化が認められる場合は、定期的なモニタリングとは別に、評価や目標を見直す検討等を行っている。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況(個別支援計画)の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	蓮田、藤ノ木、藤ノ木第2、宿浦の事業所ごとに、毎日の利用者の様子を記録する「支援記録」や、サービス管理責任者が6か月ごとに行う面談結果を記録する「面談記録」を作成している。また、アプリケーションを活用し、日中における様子(体調、遅刻、早退、トラブル等)を指定就労継続支援事業所とリアルタイムで共有する取り組みを行っている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	アセスメント情報、個別支援計画、「支援記録」、「面談記録」等は、事業所ごとにサービス管理責任者が管理している。これらの情報は、利用者ごとにファイルを作成している(他に、診療情報や被保険者証の写し、体験を利用した際の記録、指定相談支援事業所における面談記録、契約書、個人情報に関する同意書等も綴っている)。当該ファイルは、施錠可能な場所に保管している(管理者が鍵を保管している)。

A 個別評価基準

A-1 利用者の尊重と権利擁護

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 自己決定の尊重		
A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a	すべての利用者が、関係するNPO法人の指定就労継続支援事業A型ないしB型のサービスを受けているが、当該サービスへの参加は利用者の意思を尊重しており、参加しない場合は、職員が必要な対応を個別に行っている。また、利用者が一般就労や独立した生活等を希望する場合は、利用者や家族、市区町村、指定相談支援事業所等との協議を重ねて行っている。
A-1-(2) 権利侵害の防止等		
A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	a	虐待防止委員会の設置や、利用者の権利を擁護するための職員研修を定期的に行っている。起床時間や食事時間は利用者の生活リズムを尊重している。外出は基本的に利用者の意思により自由にできる仕組みになっている(帰宅時間や外食すること等に制限を設けていない)。利用者が携帯電話の所有を希望する場合は、適切な使用の支援を行っている。また、当該使用に関係した問題が生じた場合には、必要な支援を行っている。携帯電話の使用(アプリケーションの利用)に対する理解が不十分な場合は、家族との協議を行った上で携帯電話の契約を行わない対応を行っている。

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本		
A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a	「基本方針」に、「利用者の人権と尊厳を守り、心身共に健康な生活を送れるように支援する」「利用者の生きがいのある生活を目指し、有する能力に応じて働く意欲を身に着ける支援を行う」と明示しており、利用者自身による意思決定や判断、利用者の希望を尊重する支援を行っている。利用者が自分でできることは、利用者自身にやってもらい、できないことや、できるのに意欲が低下していること等に限定して職員が支援する取り組みを行っている。
A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a	指定共同生活援助事業と指定就労継続支援事業における職員が、それぞれ利用者の状態把握を行い、状態に応じて連携した対応を行っている。また、利用者の様子が気になる場合は、職員から声をかける働きかけ(アウトリーチ)を行っている。
A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a	利用者の意思や希望等を個別支援計画に反映させる取り組みを行っている。また、個別支援計画は、「寮長会議」や「全体会議」、指定就労継続支援事業所との協議を行った上で作成している。また、利用者がいつでも気軽に相談できる体制を整備(利用者からの相談対応を行う専従職員を2名配置している)しているが、柔軟な対応(管理者やサービス管理者等、利用者が相談したい職員を選べる)も行っている。

<p>A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>A型を利用する利用者は、ねぎ、キャベツ、ブロッコリー、やまといも等、大規模な栽培(作業)に関わっている(トラクターの運転免許を取得して、トラクターの運転に携わる利用者もいる)。B型を利用する利用者は、大根、玉ねぎ、なす、ピーマン、椎茸、さつまいも等の野菜や、イチゴ、ブルーベリー、夏みかん、柿等の果実の栽培に関わっている。また、ジャム、味噌、こんにやく、干し柿、干し芋、切り干し大根、干し椎茸等、加工品の生産にも関わっている。このため、関わる作業や性別等に応じて事業所(共同生活援助)を利用しており、それぞれの事業所(蓮田、藤ノ木、藤ノ木第2、宿浦)において利用者の個別性を尊重した個別支援計画を作成している。</p>
<p>A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>調理や洗濯等の日常生活上の作業においては、利用者の状態に応じて必要な支援を個別に行っている。利用者が希望する場合は、状態(判断力や理解力、自己管理力等の状態)に応じて携帯電話の所有を支援しているが、利用が過多になる(利用料が多額になる)可能性が認められる場合や、携帯電話の使用に起因するトラブルが生じる可能性が認められる場合等は、家族と連携した対応を行っている。</p>
<p>A-2-(2) 日常的な生活支援</p>		
<p>A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>日常生活における作業(調理、洗濯、清掃等)に関する支援内容や支援する範囲等を個別支援計画に位置づけ、必要な支援を行っている。また、日常的な金銭管理や、体調に応じた通院(入院)の支援等も、個別支援計画に位置付けている。個別支援計画の目標は、将来的な自立を支援する見地から合議的に設定している。</p>
<p>A-2-(3) 生活環境</p>		
<p>A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。</p>	<p>a</p>	<p>居室の室温は、利用者が自由に調節できるようになっている。基本的に、事業所では利用者が自由に過ごすことを支援している。すべての事業所にWifiを設置し、利用者が自由にネットワークへの接続ができる環境を整えている。また、利用者の安全性を確保するため、防犯や防災、利用者同士のトラブル等に対する必要な支援(対応)を行っている。</p>
<p>A-2-(4) 機能訓練・生活訓練</p>		
<p>A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>すべての利用者が、関係するNPO法人の指定就労継続支援事業A型ないしB型のサービスを受けているため、当該事業所と連携して機能訓練や生活訓練等の支援を行っている。当該事業所において行う作業(農作物の生産や加工)を行う上で必要な生活リズムや体力をつけるための支援を行っている。当該事業所への移動は自転車を利用しているが、一人で移動できるようになるまで1週間から1か月程度(期間は、利用者の状態により異なる)は職員が同行する取り組みを行っている。調理や洗濯、清掃等は利用者自身でできるように必要な支援を行っている(自分でできるようになるまで、職員と一緒にいる)。</p>
<p>A-2-(5) 健康管理・医療的な支援</p>		
<p>A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>日頃から利用者の健康状態を把握する取り組みを行っている(日中の健康状態は、指定就労支援事業所と連携して把握している)。利用者の健康状態によっては、通院の支援も行っている。通院支援は、2名の相談担当職員が利用者の希望に基づき行っている。また、医師の指導に基づく訪問看護の利用も支援する取り組みも行っている。更に、健康管理のために定期的な検診の機会(歯科検診を含む)を設けている。体調急変時に備え、かかりつけ医や緊急連絡先等を把握している。</p>

<p>A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。</p>	<p>a</p>	<p>家族と連携して、受診の際に医師や看護師からの説明を利用者と一緒に受ける対応を行っている。医療的な指導(体重管理やカロリーの摂取管理、塩分の摂取管理等)を受けている利用に対しては必要な支援を行っている。また、医師が薬を処方するために有益な情報(日頃の体調やコミュニケーションの状態、薬の影響と考えられる表情や状態等に関する情報等)を提供する取り組みも行っている。基本的に利用者自身による服薬を支援しているが、必要に応じて支援する対応(服薬カレンダーの活用支援や服薬したことの視認、オーバードーズを防止する対応等)も行っている。</p>
<p>A-2-(6) 社会参加、学習支援</p>		
<p>A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>利用者の希望や意向に基づき、自治会の活動やごみの集積場所を清掃する活動、地域の祭事への参加、図書館の利用、市民プールの利用等を支援する取り組みを行っている。また、利用者が行う指定就労継続支援事業における作業(野菜や米、果物の栽培と加工品の製造、出荷等に関わる作業)は、一定の専門性を要するため、当該事業所と連携して必要な支援(作業を行う上で必要な知識や技術を習得する支援)を行っている。今後、障害者スポーツへの参加支援も検討している。</p>
<p>A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援</p>		
<p>A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>指定就労継続支援事業における作業(野菜や米、果物の栽培と加工品の製造、出荷等に関わる作業)を通じて、地域の農家や農業法人、販売事業者等と交流することを支援している。基本的には一般就労として農業に携わることを目指しているが、農作業以外の就労を希望する利用者には必要な支援を行っている。また、利用者が自分の意思で行きたい場所に出かけることを尊重しているが、利用者の希望に応じて、地域の社会資源を利用する支援(就労継続支援のサービス提供がない休日に、利用者を外食や買い物に連れて行く支援)も行っている。</p>
<p>A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援</p>		
<p>A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>利用者の状態に応じて家族との情報交換等を行っている。定期的に情報交換を行っている家族もある。利用者の体調に変化が認められる場合は、速やかに連絡する取り組みも行っている。また、障害者福祉に関する情報提供や、不安等を解消するための支援を希望に応じて行っている。</p>
<p>A-3 発達支援</p>		
<p>A-3-(1) 発達支援</p>		
<p>A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>子ども(18歳未満)の利用者はいないが、利用者の理解する力や学習する力、年齢等に応じて、共同生活を送る上でのルールや道徳等を学習する支援を行っている。</p>

A-4-(1) 就労支援		
<p>A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>法人のグループ全体で、農福連携による利用者支援を行っている。利用者の状態や得意なこと、好きなこと等に応じて、指定就労継続支援事業のA型では、ねぎ、キャベツ、ブロッコリー、やまといも等、大規模な栽培を行っている。同B型では、大根、玉ねぎ、なす、ピーマン、椎茸、さつまいも等の野菜や、イチゴ、ブルーベリー、夏みかん、柿等の果実の栽培を行っている。また、ジャム、味噌、こんにゃく、干し柿、干し芋、切り干し大根、干し椎茸等、加工品の生産を行っている。指定共同生活援助事業では、利用者が関わる指定就労支援事業や性別等に応じて、利用する事業所を選定している。同A型の利用者の中には一般就労に就いた利用者もいる。</p>
<p>A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>指定就労継続支援事業所で行う作業は、農作物の栽培から収穫、出荷に至り、季節に応じて栽培する作物も異なるため、農繁期には、指定共同生活援助事業における役割(共有部の清掃やごみ出し等)を職員が代わりに行う等の配慮を行っている。当該作業においては、公平性を確保しつつも利用者の希望や状態、理解力、判断力、得手不得手、利用者同士の関係性等にも配慮している。</p>
<p>A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>指定就労継続支援事業所では、栽培する作物や規模の拡大を図り、販路の開拓等を行い、安定的な労働機会の確保に注力している。一般就労を実現した利用者に対しては、希望に応じて他の指定共同生活援助事業所を探す支援も行っている。更に、今後の支援についての相談も可能である旨を利用者や家族に周知している。</p>